⑶　主な犯行手口

○　実態のない架空会社である前記⑴の会社の名前を利用して、インターネットのホームページや電話帳等で探し出した食料品の仕入れ先業者（以下「被害者」という。）に電話で正常な商取引を装って商談を持ちかける。

○　前記⑴の会社について、年商や取引実績などを偽った内容虚偽の会社概要等を作り、商談のときにこれらを被害者にファックス送信するなどして、代金を受け取ることができる正常な商取引であると信用させる。

○　商品代金の支払は、月末締めの翌月末銀行振込とするなど掛けで支払う条件で交渉を進め、できる限り代金の支払日を納品日よりも後に設定する。

○　前記⑴の会社名を入れた注文書を利用して注文することが多い。

○　当初は、サンプル商品の交付を依頼したり、少量の商品を注文し、その後、注文個数を増やして大量の商品を注文する。

○　正常な商取引を装って商品を注文し、商品を納品させた後、買掛金を支払わないまま、相手業者に移転先を告げずに事務所を引き払う。

○　被害者から、買掛金の支払を求める連絡があった際には、算段している最中である旨申し向けて支払の延期を求めたり、「御支払遅引きのお願い」と題する書類を送付するなどする。

5　開始決定の時における給付資金の額　金575万5,292円

6　支給申請期間　平成21年10月23日から同年12月22日までの間

7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

⑴　被告人の氏名

ア　佐藤　幸一、三浦　雄二こと南出　裕喜　　イ　加藤　照代こと小林　多賀江

⑵　裁判所名　いずれも千葉地方裁判所松戸支部

⑶　裁判年月日　いずれも平成21年３月25日

⑷　確定年月日　いずれも平成21年４月９日

⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

被告人両名は、共謀の上、実態のない株式会社京葉フードセンター又は株式会社ライフを名乗ってだまし取った青果物等を、架空の会社である株式会社埼京フーズの名称を用いて売却しようと企て、東京都大田区内の東京都中央卸売市場大田市場内に所在し、同市場での青果物の販売を受託している東京青果株式会社従業員に対し、前記株式会社埼京フーズ関係者を装い、同社を前記東京青果株式会社への委託販売業者として登録させた上、平成19年４月２日ころから同年10月９日ころまでの間、前後19回にわたり、前記株式会社京葉フードセンター事務所又は前記株式会社ライフ事務所から、前記東京成果株式会社従業員に対し、前記株式会社埼京フーズ名で、静岡県アールスメロン17ケースほか１万1,917ケースの販売を委託する旨の文書をファックス送信するなどした上、これらを前記大田市場内の前記東京成果株式会社商品陳列場所に持ち込み、静岡県アールスメロン17ケースほか１万1,917ケースの販売を委託し、前記東京青果株式会社従業員をして第三者に売却させ、同年４月５日から同年10月30日までの間、前後29回にわたり、代金合計575万5,292円を埼玉県越谷市内の株式会社埼玉りそな銀行北越谷支店に開設された株式会社埼京フーズ代表取締役新井和美名義の銀行口座に振込送金させ、もって犯罪収益等の処分につき事実を仮装したものである。

（罪名）　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反

8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）

〒260―8620　千葉県千葉市中央区中央４―11―１

千葉地方検察庁　被害回復事務担当　　電話番号　043―221―2462

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（千葉地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は記８のとおり）。

○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（千葉地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第２２２４号

横浜市鶴見区市場大和町10番７号

債務者　森　　和寛

1　決定年月日時　平成21年10月８日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　本田　知之

4　破産債権の届出期間　平成21年11月９日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年12月８日午後１時10分

6　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２５９２号

横浜市中区若葉町２丁目21番地　アイナレアビラ703号室

債務者　李　　亨淑

1　決定年月日時　平成21年10月８日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　天野　直樹

4　破産債権の届出期間　平成21年11月９日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年12月９日午後２時

6　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２６６９号

横浜市都筑区勝田町266番地の１　勝田団地４―306

債務者　星川　朋子

1　決定年月日時　平成21年10月８日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　竹中　英信

4　破産債権の届出期間　平成21年11月９日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年12月９日午前11時20分

6　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３３８号

横浜市金沢区金沢町210番地　長澤荘101

債務者　香取　　太

1　決定年月日時　平成21年10月８日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　宮田　隆男

4　破産債権の届出期間　平成21年11月９日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年12月10日午後２時

6　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２４７５号

神奈川県藤沢市善行６丁目２番33号

債務者　金子　松男

1　決定年月日時　平成21年10月８日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　三橋　　潔

4　破産債権の届出期間　平成21年11月９日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年12月10日午後１時40分

6　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
横浜地方裁判所第３民事部